

經濟水道委員會

說明資料

平成28年10月11日

觀光文化交流局

1 完成期限を2年延長することにかかる法的整理

(1) 本市の見解

プロポーザル実施時点では、公平・公正な審査によって優先交渉権者を選考している。今回の見直しは、優先交渉権者を選定した後に、議会審議の状況を踏まえて課題に対応するために、市長と当局が相談の上、市の判断として一部内容を変更して完成期限を延長するものであり、優先交渉権者の責めに帰すことではないので、完成期限を見直すことは問題ない

(2) 判例

プロポーザルに参加していない第三者については、実質的な損害がないことから訴えの利益がなく、そのような訴訟自体あまり想定されていないため、本市において判例の存在を認識していない

2 完成時期遵守についての現在の考え方

平成28年6月24日の委員会資料は、優先交渉権者の提案内容に基づき、契約手続を進める際の考え方であり、優先交渉権者が遵守しなければならない内容である。今回は、本市において、これまでの議会審議の状況を踏まえ、市長と当局が相談の上、市の判断として完成期限を見直したものであり、この例にあたらな
い